

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX 0495-77-2117

◎児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するための制度です。

対象 15歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童(中学校卒業まで)を育てている方

支給月 6月・10月・2月

※公務員の方は所属庁から児童手当が支給されます。そのため公務員になったとき、また公務員でなくなったときは手続きが必要となります。

●支給額

児童の年齢	月額
3歳未満(一律)	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1・2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
*所得制限限度額以上の場合(一律)	5,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合

●*所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

◎児童扶養手当

児童扶養手当は父母の離婚や死亡等により父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭(ひとり親家庭など)や、父または母に政令で定める程度以上の障害のある家庭を支援するための制度です。

対象 下記に該当する、18歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童を育てている方

※児童に政令で定める程度以上の障害がある場合は20歳まで対象となります。

- ①父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母に政令で定める程度以上の障害がある児童

支給月 3月・5月・7月・9月・11月・1月

支給額 下表のとおり(令和4年4月～) ※所得額に応じて支給額が決まります。

児童数	全額支給(月額)	一部支給(月額)
1人の場合	43,070円	43,060円～10,160円
2人目加算額	10,170円	10,160円～5,090円
3人目以降加算額	6,100円(1人につき)	6,090円～3,050円

※申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の兄弟姉妹が所得限度額を超えている場合には支給されません。

◎特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害(政令で定める程度以上)のある児童を育てている家庭を支援するための制度です。

対象 精神または身体に政令で定める程度以上の障害がある20歳未満の児童を育てている方

支給月 4月・8月・11月

支給額 下表のとおり(令和4年4月～)

障害の状態	月額(児童1人につき)
1級(重度障害児)	52,400円
2級(中度障害児)	34,900円

※申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の兄弟姉妹が所得限度額を超えている場合、対象の児童が障害による公的年金を受け取ることができる場合、児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。

ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

「国民年金保険料 学生納付特例」を引き続き希望される方へ

学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方へ、日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

同一の学校に在学されている方は、この申請書ハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和4年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、令和4年度の学生納付特例を申請せずに保険料を納めたいときには、お近くの年金事務所までご連絡ください。



○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012
 保険健康課 0495-77-2113
 地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。
予約受付専用番号 0570-05-4890



かみかわの歴史・発見!

第29回 祈りを込めて回す 幸春院の六地藏塔

問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎0274-52-2586 FAX0274-52-2586

六地藏塔とは、主に戦国時代に盛んに造られた石塔のことで、側面に6体の地藏像が彫られているものを言います。別名「笠塔婆」とも呼ばれています。神川町にも六地藏塔があることをご存知でしょうか。

大字関口にある幸春院は、今から700年ほど前に武蔵七党の一つである丹党の安保直実によって創建されたと伝えられています。その境内に六地藏塔があります。

神川の自然や歴史・文化を知って郷土を愛せる人になって欲しいという願いを込めて作られた「新神川郷土かるた」に「ゆ 由緒ある 幸春院の 六地藏」と読まれている札があります。この六地藏塔には、文龜3(1503)年の銘があり、かつては中央の穴に車石がはめ込まれていて(絵札では塔中央の黒く描かれているところ)、念仏を唱えながら回すことによって願いが叶うといわれています。

幸春院の六地藏塔のように、灯籠型が多いですが、それ以外の形のものもあります。

熊本・宮崎・鹿児島県など九州に分布が多く、関東にはあまり見られないことから昭和9(1934)年3月31日に埼玉県指定史跡記念物に指定されています。

六地藏塔を見学しに、幸春院を訪れてみてはいかがでしょうか。

